

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 23 日 (金) 第 374 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (※) (市町村課取扱い) 1

教 育 委 員 会 告 示

- 会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部改正 (※) (総務福利課取扱い) 1

公 安 委 員 会 規 則

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 2

- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 8

- 鹿児島県地方警察職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 9

警 察 本 部 告 示

- 鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第 2 条第 2 項に規定する対象手続の告示 (※) (情報管理課取扱い) 13

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 14

規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿 児 島 県 規 則 第 47 号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鹿児島県規則第88号)の一部を次のように改正する。

別表総務部の表を削る。

附 則

この規則は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 告 示 第 6 号

令和 2 年 3 月 31 日 鹿児島県教育委員会告示第 2 号 (会計年度任用職員の報酬について任命権

者が別に定める各給料表の適用範囲等)の一部を次のように改正し、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合には、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

2 の表教育委員会の部スクールカウンセラースーパーバイザーの項中「5,010円」を「5,030円」に改め、同部スクールカウンセラーの項及び広域スクールソーシャルワーカーの項中「5,010円」を「5,030円」に、「3,006円」を「3,018円」に改め、同部専門相談員の項中「7,010円」を「7,030円」に改め、同部活動指導員の項中「1,600円」を「1,610円」に改める。

公安委員会規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 22 号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和 32 年鹿児島県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条，第2条の2関係）

現 業 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600	

45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	

	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 職員の給料月額、この表に掲げる給料月額に100分の100.28を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第 5 中

57	56	42	41
57	57	43	42
57	57	44	42
57	57	45	43
58	57	46	43
58	57	47	44
58	58	48	44
58	58	49	45
59	58	49	46
59	58	50	47
59	58	50	48
59	59	51	49
60	59	51	50
60	59	52	51
61	59	52	52
		53	53
		53	53
		54	53
		54	54
		55	54
		55	54
		56	55
		56	55
		57	55

を に、 を に改める。

57	56
57	56
58	56
58	57
58	57
59	58
59	58
59	59
60	59

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則別表第1の規定を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定及び単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第13号。以下この項において「平成18年改正規則」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則別表第1の規定及び平成18年改正規則附則第3項の規定による給与の内払とみなす。
- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則別表第5の規定による号給が改正前の規則別表第5の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第5の規定にかかわらず、改正前の規則別表第5の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年鹿児島県条例第37号）の適用を受ける職員の例による。

.....
 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第23号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「平成6年国家公安委員会規則第18号。以下「要則」という。）第2条」を

「令和 4 年国家公安委員会規則第15号。以下「要則」という。）第 2 条第 1 号」に改め，同条第 2 項第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第24号

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成 3 年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 イの表中

26	25
26	26
27	26
27	26
28	27
28	27
29	27
29	28
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32

を に改める。

35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

別表第 7 ウ の 表 中

26	25	42	41	54	53
27	26	43	42	55	54
28	26			56	54
				57	55
				57	55
				57	56
				58	56

29		27		44		42		58		57
29		27		45		43		58		57
29		28		45		43		59		57
30	を	28	に,	46	を	44	に,	59	を	58
30		29		46		44		59		58
30		29		47		45		60		58
31		30		47		46		60		59
31		30		47		46		60		59
31		31		48		47		60		59
32		31						61		59
								61		60
								62		60
								62		60
								63		61

22		21	
22		22	
23		22	
23		22	
24		23	
24		23	
25		23	
25	を	24	に改める。
25		24	
26		24	
26		25	

26	25
27	26
27	26
27	27
28	27

別表第 7 オの表中

「	22	「	21
	22		22
	23		22
	23		22
	24		23
	24		23
	25		23
	25		24
	26		24
	26		24
	27		25
	27		25
	28		26
	28		26
	28		27
	29		27
	29		28
	29		28
	30		29

を

に,

を

に,

を

に改める。

54	52	25	24	30	29
55	53	25	24	30	29
		26	24	31	30
		26	24	31	30
		27	25	31	30
				32	31
				32	31
				33	31
				33	32
				34	32
				34	32
				35	33

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（令和4年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 令和4年4月1日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が改正前の鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
（施行日から令和5年3月31日までの間における異動者の号給）
- 4 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第2号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程（令和3年鹿児島県警察本部訓令第24号）第2条第2項の規定により、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委

員会規則第 6 号) 第11条の規定により鹿児島県公安委員会が定める行政手続等に係る申請等について法令の名称及び規定を次のとおり告示し、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

なお、令和 3 年12月17日鹿児島県警察本部告示第 4 号（鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第 2 条第 2 項に規定する対象手続の告示）は、令和 5 年 1 月 3 日限り廃止する。

令和 4 年12月23日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

法 令 の 名 称	規 定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の 3 第 5 項並びに第78条第 1 項、第 4 項及び第 5 項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第 9 条（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第 1 項、第16条第 2 項及び第 3 項並びに第17条第 2 項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第 8 条第 1 項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第 9 号）	第10条第 3 項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第 5 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 8 条の 5 第 1 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）	第17条第 1 項
鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）	第 8 条第 2 項及び第15条

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年12月23日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第13号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 を次のように改める。

別表第1の2（第3条関係）

医療職給料表（四）

職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	170,400	197,600	244,300
2	171,800	199,500	246,100
3	173,300	201,500	247,900
4	174,700	203,400	249,700
5	176,100	205,500	251,100
6	177,600	207,500	252,400
7	179,100	209,700	253,500
8	180,600	211,800	254,800
9	181,800	213,800	255,600
10	183,500	215,200	256,500
11	185,100	216,600	257,400
12	186,600	217,800	258,200
13	188,000	219,200	259,300
14	190,000	220,600	260,300
15	192,000	222,100	261,100
16	194,000	223,300	262,000
17	196,000	224,700	262,500
18	198,100	226,200	263,400
19	200,100	227,700	264,200
20	202,100	229,200	265,000
21	204,100	230,300	265,900
22	206,000	232,000	266,600
23	208,100	233,800	267,500
24	210,200	235,400	268,300
25	211,800	236,700	269,400
26	213,100	238,400	270,200
27	214,300	240,100	271,100
28	215,600	241,800	272,100
29	216,800	243,400	273,300
30	217,900	244,800	274,500
31	219,200	246,100	276,000
32	220,300	247,200	277,300
33	221,600	248,200	278,800
34	222,900	249,300	280,200
35	224,200	250,200	281,400
36	225,500	251,200	282,600

37	226,600	251,900	284,100
38	228,000	252,900	285,300
39	229,300	253,800	286,700
40	230,700	254,800	287,900
41	231,600	255,200	288,900
42	233,100	256,100	290,200
43	234,400	256,900	291,500
44	235,800	257,600	292,900
45	237,000	258,400	294,200
46	238,400	259,100	295,600
47	239,700	260,000	297,100
48	241,000	260,800	298,600
49	241,900	261,600	299,700
50	243,000	262,500	301,000
51	244,000	263,400	302,200
52	245,000	264,400	303,600
53	245,700	265,500	305,100
54	246,700	266,700	306,400
55	247,600	268,000	307,800
56	248,500	269,400	309,200
57	249,200	270,800	310,000
58	250,200	272,300	311,200
59	250,800	273,700	312,400
60	251,600	275,100	313,800
61	252,400	276,400	314,900
62	253,200	277,700	316,200
63	254,000	279,100	317,500
64	254,800	280,200	318,700
65	255,500	281,300	320,000
66	256,200	282,600	321,300
67	257,000	283,900	322,600
68	257,700	285,200	323,900
69	258,500	286,300	324,600
70	259,300	287,800	325,700
71	260,200	289,300	326,800
72	261,200	290,700	327,700
73	262,500	291,700	329,000
74	263,800	293,100	329,700
75	264,900	294,300	330,800
76	266,000	295,600	332,000

77	266,900	297,000	333,100
78	267,900	298,300	334,300
79	269,200	299,500	335,400
80	270,200	300,800	336,600
81	271,100	301,300	337,700
82	272,000	302,500	338,800
83	273,000	303,600	339,800
84	273,900	304,900	341,000
85	274,700	306,000	341,900
86	275,500	307,200	342,900
87	276,400	308,400	343,800
88	277,300	309,500	344,800
89	278,100	310,800	345,800
90	279,000	312,000	346,600
91	279,800	313,200	347,400
92	280,800	314,400	348,200
93	281,700	315,200	348,800
94	282,700	315,900	349,400
95	283,600	316,600	350,100
96	284,600	317,200	350,700
97	285,200	317,900	351,100
98	286,000	318,200	351,500
99	286,600	318,800	352,000
100	287,500	319,500	352,400
101	288,300	319,900	352,900
102	289,100	320,500	353,300
103	289,900	321,100	353,800
104	290,700	321,700	354,200
105	291,400	322,100	354,500
106	291,900	322,600	355,000
107	292,400	323,100	355,400
108	292,900	323,600	355,700
109	293,100	324,000	356,200
110	293,400	324,400	356,700
111	293,600	324,700	357,200
112	294,000	325,000	357,700
113	294,300	325,400	358,200
114	294,500	325,800	358,700
115	294,900	326,200	359,200
116	295,200	326,500	359,600

117	295,500	326,700	360,000
118	295,800	327,000	360,400
119	296,100	327,400	360,900
120	296,500	327,600	361,400
121	296,800	327,800	361,800
122	297,200	328,100	362,300
123	297,500	328,400	362,800
124	297,900	328,700	363,300
125	298,100	328,900	363,600
126	298,300	329,200	
127	298,600	329,600	
128	299,000	329,800	
129	299,200	330,000	
130	299,500	330,200	
131	299,900	330,600	
132	300,300	330,800	
133	300,500	331,100	
134	300,800	331,500	
135	301,200	331,900	
136	301,500	332,300	
137	301,700	332,600	
138	302,000	333,000	
139	302,400	333,400	
140	302,700	333,800	
141	302,900	334,100	
142	303,300	334,500	
143	303,700	334,800	
144	304,000	335,200	
145	304,200	335,500	
146	304,500	335,900	
147	304,800	336,300	
148	305,200	336,700	
149	305,400	337,000	
150	305,600	337,400	
151	305,900	337,800	
152	306,200	338,200	
153	306,600	338,500	
154	306,800		
155	307,000		
156	307,300		

157	307,600		
158	307,900		
159	308,200		
160	308,500		
161	308,900		
162	309,200		
163	309,500		
164	309,800		
165	310,200		
166	310,500		
167	310,800		
168	311,100		
169	311,500		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 23 日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与（鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 27 年鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号。以下この項において「平成 27 年改正規程」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与規程の規定による給与（平成 27 年改正規程附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。